

事 務 連 絡  
平成 3 1 年 2 月 2 7 日

各都道府県・指定都市教育委員会  
各都道府県私立学校担当部局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当部局  
各国立大学法人附属学校担当部局  
各公立大学法人附属学校担当部局  
全国学力・学習状況調査担当課 御中

文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室

平成 31 年度全国学力・学習状況調査に関する学校基本情報の  
確認 (C) 及び (D) で登録した情報の確認について

平素より全国学力・学習状況調査の実施に当たっては、御理解・御協力いただきありがとうございます。

平成 31 年度全国学力・学習状況調査の実施に当たり、「平成 31 年度全国学力・学習状況調査に関する学校基本情報の確認及び学校質問紙調査の実施について」(平成 30 年 12 月 26 日付け事務連絡) のとおり、調査に関係する学校に対して「Web システム」による学校基本情報の確認 (C) 及び (D) を実施したところです。

設置管理者(教育委員会等)においては、各学校が登録した調査対象児童生徒数、後日実施の状況等について、「Web システム」から閲覧することができます。(一部、郵送にて確認いただきます。)参加意向調査との差分等、記載内容に誤りがないかを 3 月 15 日 (金) ~ 3 月 22 日 (金) の期間に確認してください。詳細については、別紙 1 「学校基本情報の確認で登録した情報の確認について (設置管理者)」を参照してください。

各学校においては、登録いただいた内容を「Web システム」上で閲覧することができます。転入等により 児童生徒数が 5 名以上増加する場合及び配慮資材 (点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙等) を追加する場合は、配送部数等を変更する必要があることから、4 月 1 日 (月) ~ 4 月 11 日 (木) の期間に確実に確認をしてください。詳細については、別紙 2 「学校基本情報の確認で登録した情報の確認について (学校)」を参照してください。

については、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会 (指定都市教育委員会を除く。) 及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県私立学校担当部局におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当部局におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人及び公立大学法人附属学校担当部局におかれては調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただきますようお願いいたします。

<本件担当>文部科学省総合教育政策局調査企画課学力調査室  
室田，網林，岸本 03-5253-4111 (内線 3726)